

企業登録ガイドンス（新規）

～初めて企業登録する方が対象～

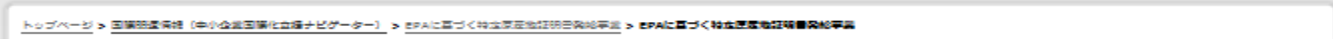
1 企業1 登録です。

企業の重複登録を防ぐため、登録手続きの前に社内で企業登録がされているかをご確認ください。

不明な場合は、日商国際部特定原産地証明担当までご連絡ください。
(TEL) 03-3283-7850 (E-mail) tokuteico@jcci.or.jp

1. 日商HP（以下のURL参照）より企業登録ページへアクセス

URL : <http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>



EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

新着情報

- 【終了】EPA特定原産地証明書取得手続き説明会（7月3日 札幌）のお知らせ
- 【終了】入門編EPA特定原産地証明書申請手続き説明会（6月14日 東京）のお知らせ
- 【終了】EPA特定原産地証明書発給セミナー（5月21日 横浜）のお知らせ
- EPA特定原産地証明書発給手続き説明会（4月23日 東京）配布資料
- 【終了】EPA特定原産地証明書発給セミナー（4月18日 名古屋）
- 特定原産地証明書発給セミナー（1月26日 東京）配布資料
- EPA特定原産地証明書取得セミナー（2月21日 福井）のお知らせ
- 【終了】日ペルー経済連携協定及び日メキシコ経済連携協定の改正に係るセミナーのご案内（2月6日 経済産業省）
- 【終了】【入門編】特定原産地証明書発給セミナー（1月26日 東京）開催のお知らせ
～其の後のセミナーは随時開催の予定です～

■わが国のEPA全般について

※わが国のEPA全般については、こちらをご確認ください。

■わが国のEPAに関する「国（地域）別情報」について

※インド、インドネシア、シンガポール、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、アセアン

■特定原産地証明書とは？

※EPAに基づく特定原産地証明書については、こちらをご確認ください。

■特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項 <重要>

- ※輸出業者のHSコード確認、特産税の有無や関税勘務スケジュール（建替費）、輸出業者に係る原産地規則と原産性の確認方法、倉庫保存義務などをご確認ください。
- 【参考】原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（平成24年7月改訂 経済産業省）
- 【参考】原産地規則・証明方法に関する留意事項（平成23年8月改訂 経済産業省）

■企業登録（無料）

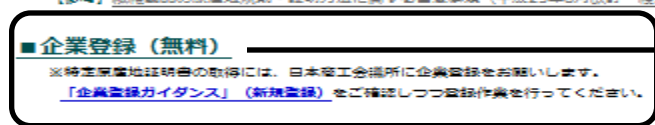
※特定原産地証明書の取得には、日本商工会議所に企業登録をお願いします。
「[企業登録ガイドンス](#)」（[新規登録](#)）をご確認しつつ登録作業を行ってください。

■特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ

- ※発給手続きの流れ⇒「[イメージ図](#)」をご確認ください。
- ※発給手続きの詳細⇒「[特定原産地証明書発給申請マニュアル](#)（手引き）」をご確認ください。
- ※「[特定原産地証明書発給手数料](#)」は、こちらをご確認ください。
- ※「[特定原産地証明書取得に係る留意事項](#)」は、こちらをご確認ください。

■【問合せ先】

※日本商工会議所国際部および21事務所は「[問合せ先](#)」をご確認ください。



クリックし
次頁へ

[わが国のEPA全般](#) | [EPAに関する国\(地域\)別情報](#) | [特定原産地証明書とは？](#)

[特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要>](#) | [企業登録](#)

[特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ](#) | [問合せ先](#) | [サイトマップ](#)

企業登録

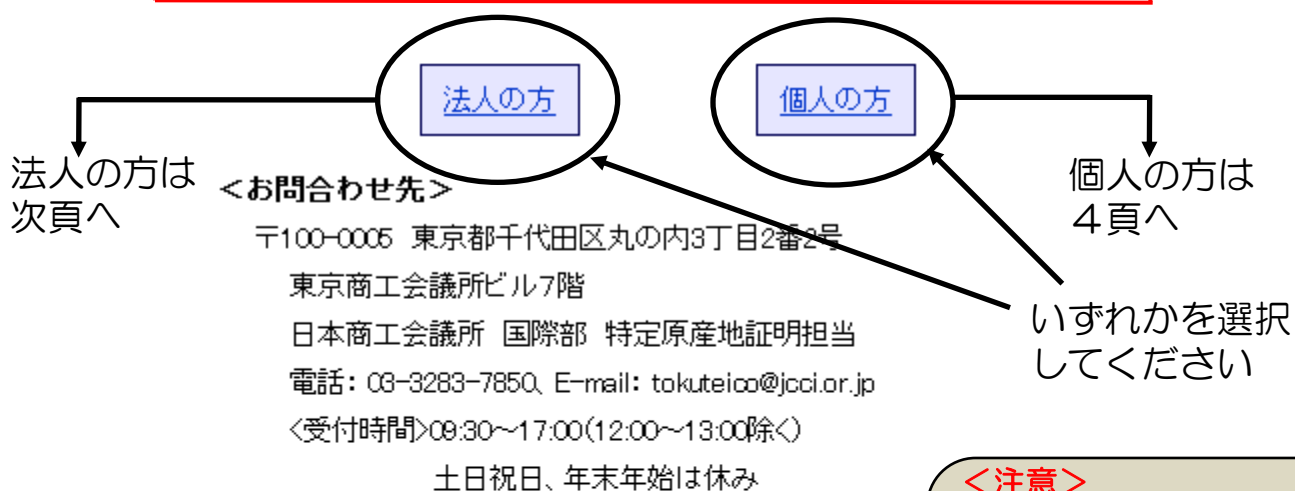
特定原産地証明書の取得には、日本商工会議所への企業登録をお願いします。

登録に係る手数料は無料。[有効期限は2年間となります。](#)

- ・ 特定原産地証明書発給システムへ新規に企業登録するためのページです。
- ・ 1企業につき1登録。同一企業で複数の登録をすることはできません。
- ・ 日シンガポール協定を除くすべての協定で利用することができます。

<注意>

※企業登録に必要な書類が法人と個人で異なります。下記よりご確認ください。



<必ずお読みください>

[特定原産地証明書の取得に係る留意事項\(罰則規程等\)](#)

[日本商工会議所 EPAトップページへ](#)

ご意見はこちらtokuteico@jcci.or.jpまで

<注意>

証明書を取得する際、資料の保存義務等が課せられます。違反すると、罰則規程等がありますので、ご注意ください！

2. 法人の企業登録について

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは？
特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | [企業登録](#)
特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

企業登録

法人の新規登録に必要な書類

- ・「登録申請書」(署名用紙含む)・・・下記「企業登録申請フォーム」よりアクセスし、作成してください。
 - ※ 登録申請書には、法務局に届け出ている代表者印の押印または代表者の肉筆サインをしてください。
- ・「履歴事項全部証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本)・・・法務局にてご入手ください。
 - ※ 「**現在事項全部証明書**」ではお受け付けできませんのでご注意ください。

下記の流れにしたがって企業登録を行ってください。

クリック
する

1. 「**企業登録申請フォーム**」にアクセスし、必要事項を記入して送信ボタンをクリックしてください。



2. 日本商工会議所より返信されたメールに記載されているURLにアクセスし、登録申請書を作成してください。



3. 「登録申請書」を印刷し、サイナーの署名を肉筆でご記入ください。



4. 「登録申請書」に代表者印を押印し、「履歴事項全部証明書」とあわせ、ご郵送または窓口にご提出ください。

提出先:
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3丁目2番2号
東京商工会議所ビル7階
日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話: 03-3283-7850, E-mail: tokuteico@jcci.or.jp
<受付時間>09:30~17:00(12:00~13:00除く)
土日祝日、年末年始は休み



5. 日本商工会議所にて書類を受理し、不備等がないことを確認した後、システムを利用するためのユーザID・パスワードを記載した通知書を当所より簡易書留にて送付いたします。



6. 上記通知書がお手元に届きましたら、特定原産地証明書発給システムをご利用いただけます。

3. 個人の企業登録について

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは？
特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | 企業登録
特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

企業登録

個人の新規登録に必要な書類

- ・「登録申請書」(署名用紙含む)・・・下記「企業申請登録フォーム」よりアクセスし、作成してください。
※「登録申請書」には、印鑑登録してある印を押印してください。
- ・「戸籍抄本」または「住民票の写し」(発行日から3ヶ月以内の原本)・・・各自治体にてご入手ください。
- ・「印鑑証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本)・・・各自治体にてご入手ください。
※ 外国籍の場合は、「在留カード」(特別永住者の場合は「特別永住者証明書」)のコピー若しくは市区町村が3ヶ月以内に発行した「住民票の写し」または在留資格を証するその他の書類が必要となります。

下記の流れにしたがって企業登録を行ってください。

クリック
する

1. 「**企業登録申請フォーム**」にアクセスし、必要事項を記入して送信ボタンをクリックしてください。



2. 日本商工会議所より返信されたメールに記載されているURLにアクセスし、登録申請書を作成してください。



3. 「登録申請書」を印刷し、サインアの署名を肉筆でご記入ください。



4. 「登録申請書」に印鑑登録してある印を押印し、「住民票の写し」と「印鑑証明書」をご郵送または窓口にご提出ください。

提出先:
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3丁目2番2号
東京商工会議所ビル7階
日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話: 03-3283-7850, E-mail: tokuteico@jcci.or.jp
<受付時間>09:30~17:00(12:00~13:00除く)
土日祝日、年末年始は休み



5. 日本商工会議所にて書類を受理し、不備等がないことを確認した後、システムを利用するためのユーザID・パスワードを記載した通知書を当所より簡易書留にて送付いたします。



6. 上記通知書がお手元に届きましたら、特定原産地証明書発給システムをご利用いただけます。

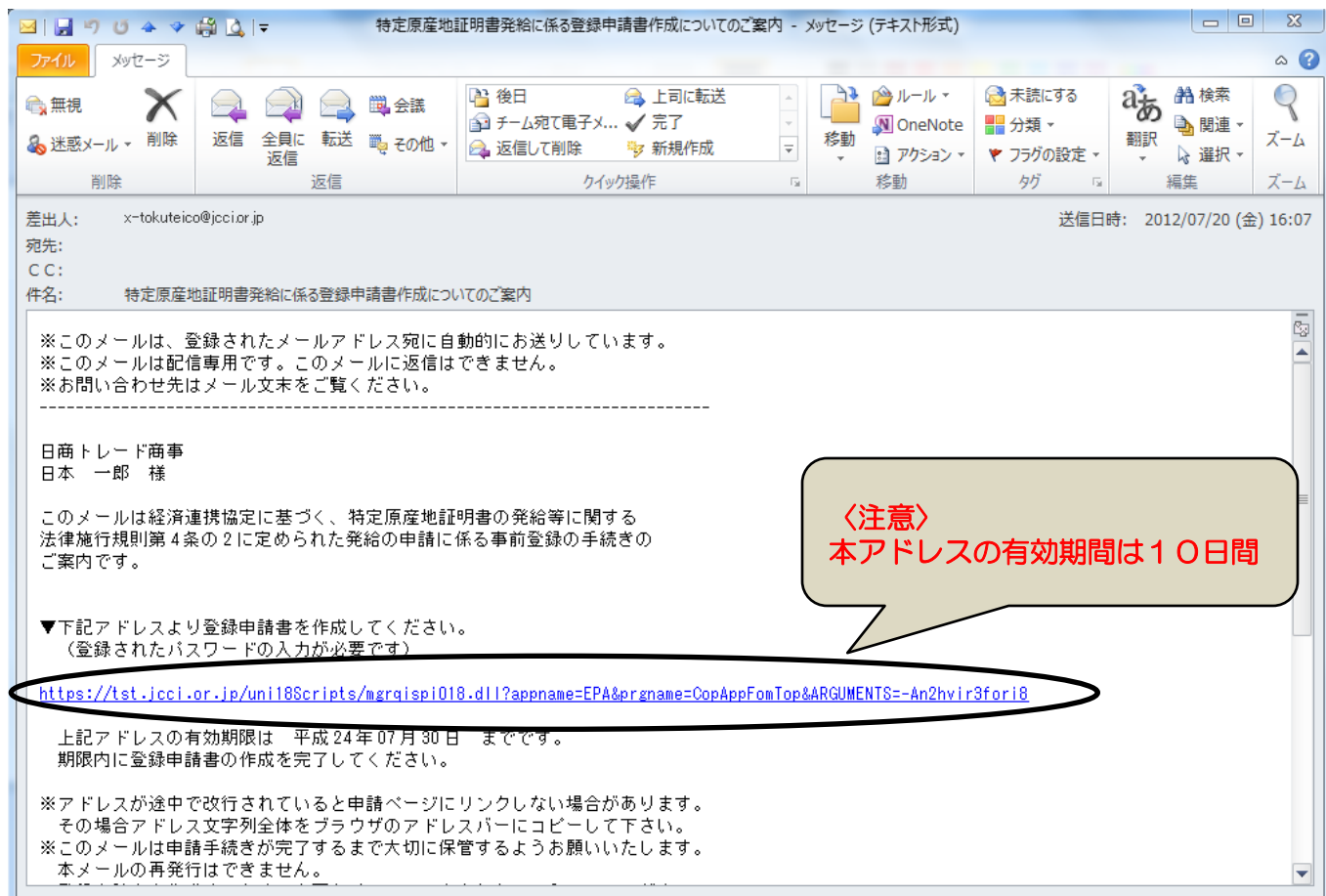
4. 企業登録申請書作成画面へのアクセス方法

各項目を入力し、送信すると記入されたメールアドレス宛にご案内メールが返信されます。

登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	<input type="text"/>	*個人の場合は入力不要
担当者氏名	<input type="text"/>	
メールアドレス	<input type="text"/>	
メールアドレス再入力	<input type="text"/>	
パスワード	<input type="password"/>	任意のパスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。 忘れないようにご注意ください。

送信



5. 企業登録申請者作成方法の説明画面

特定原産地証明書の発給申請に係る「登録申請書」の作成

【はじめに】

- この手続きは、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する「登録申請書」の作成をご案内しております。

【注意】

- 「登録申請書」の作成をもって企業登録が完了するものではありません。
必要書類を郵送または直接持参いただき、審査後に正式登録となります。

【作成前に】

- 「登録申請書」等はPDFで出力されます。印刷するにはAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerは右-MENU-よりインストールできます。
- 「[登録申請書](#)」記載サンプルにより、記載例がご覧いただけます。

【「登録申請書」の作成】

「登録申請書」作成から登録までの流れ

1. 右の-MENU-「登録申請書を作成する」から企業情報を登録する。
▼
 2. 利用者(サイナー)の情報を登録する(複数名登録可能)。
▼
 3. 「登録申請書」(PDF)を印刷する。
▼
 4. 「登録申請書」に代表者印を押印する(署名でも可)。
▼
 5. 利用者(サイナー)各人の署名を肉筆で記入する。
▼
 6. 「登録申請書」と必要書類を日商国際部に郵送または直接持参する。
▼
 7. 日本商工会議所にて書類審査。
審査OKの場合、登録受付。
▼
 8. 日本商工会議所から特定原産地証明書発給システムにかかる
識別番号・暗証番号通知書を郵送。
▼
- 特定原産地証明書発給システムをご利用いただけます。

特定原産地証明書の発給申請方法については、『[特定原産地証明書発給申請マニュアル](#)』にてご説明しております。

【書類提出先・お問い合わせ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号 東京商工会議所ビル7階
TEL: 03-3283-7850
E-mail: tokuteico@jccior.jp
受付時間: 月～金曜日 午前9時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)

(土日祝日・年末年始は休み)

記載サンプルの確認が可能

「登録申請書」記載サンプル

「登録申請書」を作成する

書類(PDFファイル)を印刷するには
Adobe Readerが必要です。



クリックし、
入力画面へ

6. 登録申請書入力画面 = 企業情報の入力 =

1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請書

[トップに戻る](#)

- ◎ *は必須入力です。
- ◎ 注記に従い、全角文字、半角文字を間違えないように入力してください。
- ◎ 入力が済みましたらフォーム下の [登録内容を確認する](#) をクリックしてください。

▼ 登録申請者

* 法人等の区分	法人	該当する法人等の区分を選択してください。	法人/個人
* 業態の区分	輸出者	業態の区分	生産者/輸出者/生産者であり且つ輸出者
法人格	株式会社	該当する法人格	株式会社/有限会社等 (個人の場合は空欄)
法人格付加位置	前	法人の場合、法人格が企業名の	法人格の入力は省略する
* 法人名 又は 個人名 (和文表記)	日商トレード商事	全角ひらがなで入力	全角ひらがなで入力
* 法人名 又は 個人名 (ふりがな)	かぶしがいいしゃ にっしょうとれーどしょうじ	法人格と社名の間は1文字空ける	法人格と社名の間は1文字空ける
* ★法人名 又は 個人名 (英文表記)	Nissho Trade Shoji Co., Ltd.	※正式な英文社名(ペリオド、カンマ等を含む)を全角で入力してください。	重要 証明書に記載されます Co., Ltd.など法人格は正確に入力 ※個人の方の法人格の表記は不可
* 住所 又は 所在地 (郵便番号)	100 - 1234	全角半角数字で入力してください。	重要 履歴事項全部証明書に記載された住所を入力
* 住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234	※「履歴事項全部証明書」の本店欄に記載された住所を入力してください。	重要 証明書に記載されます 半角英数文字で、住所の単語間は半角スペースを空けて入力 頭文字は大文字で入力
* ★住所 又は 所在地 (英文表記)	1234, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo	全角半角英数字で入力してください。	重要 履歴事項全部証明書で 代表権が確認できる方を入力
国 (英文表記)	JAPAN	変更できません。	
* 代表者の氏名等 (和文表記)	日本 太郎	※「履歴事項全部証明書」に記載のある代表者の氏名を入力してください。	
* 代表者の氏名等 (ふりがな)	にほん たらう	全角ひらがなで入力してください。	
代表者の役職 (和文表記)	代表取締役	全角で入力してください。	

★は証明書に記載される項目となります。

▼ 連絡先

* 住所 又は 所在地 (郵便番号)	100 - 1234	全角半角数字で入力してください。	登録申請者と同じ場合はクリックしてください
* 住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234	全角で入力してください。	企業としての連絡担当者です ・ユーザID/PWの発送先 ・企業登録更新のご案内 ・セミナーの開催案内等のご連絡をさせていただきます ※変更がありましたら、速やかに修正の手続きをお願いします
* 担当者の氏名 (姓)	日本 一郎	全角で入力してください。	
* 担当者の氏名 (ふりがな)	にほん いちろう	全角ひらがなで入力してください。	
所属部署 (和文表記)	国際業務部	全角で入力してください。	
* 電話番号	03-0000-0000	全角半角数字で入力してください。	携帯電話は不可
FAX番号	03-1111-1111	全角半角数字で入力してください。	
メールアドレス	ichiro_nihon@trade.jp	全角半角英数字で入力してください。	

(注1) 本申請登録に関して必要に応じて連絡をとる場合があるので、代表する担当者を記載すること。

[登録内容を確認する](#)

7. 登録申請書入力画面 三企業情報入力確認画面三

1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請書 確認

◎内容をご確認いただき、よろしければページ下の「情報を登録し、サイナー登録に進む」をクリックして下さい。

◎内容を修正する場合は「登録内容を修正する」をクリックして下さい。

▼ 登録申請者	
法人等の区分	法人
業態の区分	輸出者
法人格	株式会社
法人格付加前後	前
氏名 又は 名称 (和文表記)	日商トレード商事
氏名 又は 名称 (ふりがな)	かひしきがいしゃ にっしょうとれーどしょうじ
氏名 又は 名称 (英文表記)	Nissho Trade Shoji Co.,Ltd.
住所 又は 所在地 (郵便番号)	100-1234
住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234
住所 又は 所在地 (英文表記)	1234, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo
国 (英文表記)	JAPAN
代表者の氏名等 (和文表記)	日本 太郎
代表者の氏名等 (ふりがな)	にっほん たろう
代表者の役職 (和文表記)	代表取締役

▼ 連絡先	
住所 又は 所在地 (郵便番号)	100-1234
住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234
担当者の氏名 (和文表記)	日本 一郎
担当者の氏名 (ふりがな)	にっほん いちろう
所属部署 (和文表記)	国際業務部
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-1111-1111
メールアドレス	ichiro_nihon@trade.jp

登録内容を修正する

情報を登録し、サイナー登録に進む

▲クリックしたら、次画面にて他の操作をお待ちください。

修正があればクリックし、
修正画面に戻る

入力内容に間違いがなければクリックし、
サイナー登録に進む

8. 登録申請書入力画面 署名（サイナー）情報の入力

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

[トップに戻る](#)

全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください

[登録申請書の印刷](#)

登録申請者	株式会社日商トレード商事
登録申請番号	073470801

全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください

- ◎ サイナーの情報を入力し「登録」ボタンを押してください。
- ◎ *は必須入力です。
- ◎ ★は証明書に記載される項目です。

* 氏名 (和文)	日本 三郎 <small>全て全角で入力して下さい。 (例: 日本 三郎)</small>
* ★ 氏名 (英文)	Saburo Nihon <small>全て半角文字で入力して下さい。 (例: Saburo Nihon)</small>
役職 (和文)	課長 <small>全て全角で入力して下さい。 (例: 部長) *役職は部署名を除きご記入下さい。</small>
役職 (英文)	Manager <small>全て半角文字で入力して下さい。 (例: Manager)</small>
部署名 (和文)	国際事業部 <small>全て全角30文字以内で入力して下さい。 (例: 海外事業部)</small>
* 電話番号	03-0000-0000 <small>全て半角文字で入力して下さい。 (例: 03-1234-5678) *市外局番</small>
FAX番号	03-1111-1111 <small>全て半角文字で入力して下さい。 (例: 03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。</small>
メールアドレス	saburo_nihon@trade.jp <small>全て半角文字で入力して下さい。 (例: jironisho@jcci.or.jp)</small>

証明書に記載されます (協定による)
〈注意〉ファーストネーム、ファミリーネームの順 (原則) に頭文字は大文字で入力して下さい

〈注意〉協定によっては、役職 (英文) ・電話番号・FAX番号・メールアドレスも証明書に記載されます

サイナー情報を入力の上、登録をクリックすると利用者登録リストに追加されます

[登録](#) [キャンセル](#)

利用者登録リスト

1件

No.	氏名	部署名	役職	修正	削除
1	日本 二郎	国際事業部	部長	修正	削除

登録後でも修正や削除が可能です

9. 登録申請書の印刷 二送付についてのご案内二

登録関連書類の送付について

ご提出前に以下の項目をチェックし、日本商工会議所までご持参またはご郵送ください。

<提出書類のチェック項目>

	新規	<input type="checkbox"/> 「登録申請書」 <input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本) <input type="checkbox"/> 「登録申請書」
法人		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>「履歴事項全部証明書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行日から3ヶ月以内の原本(1通) ※現在事項全部証明書では受け付けられません </div>
	更新	<input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本) ※「和文社名」「代表者」「登記上の住所」に変更がない場合は、「履歴事項全部証明書」に代わり、以下のいずれかの書類でも受付可能です。 <ul style="list-style-type: none"> 「現在事項全部証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本) 「有価証券報告書」(表紙のコピーのみで可)
個人	新規 更新	<input type="checkbox"/> 「登録申請書」 <input type="checkbox"/> 「戸籍抄本」または「住民票の写し」(発行日から3ヶ月以内の原本) <input type="checkbox"/> 「印鑑証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本) <input type="checkbox"/> 「屋号」をお使いの方は、「屋号」が確認できるもの ※外国籍の方、その他、個人の方の登録に関しては本件担当までご相談ください。
	変更	<input type="checkbox"/> 「登録申請書」 ※変更箇所により、別途典拠書類の提出を求める場合がありますので、本件担当までご相談ください。

<記載内容に関するチェック>

- 署名者(サイナー)のサインを本人が肉筆で記入したか。
- サインに“かすれ”または枠線からの“はみ出し”はないか。
- 「登録申請書」に押印または署名があるか。(シャチハタや三文判は不可)
 法人の方: 代表者印(会社登記実印)
 個人の方: 「印鑑証明書」と同一印
- 登録する住所は、「履歴事項全部証明書」等に記載された住所と一致しているか。
 (一致していない場合は、別途典拠書類が必要となりますので、お問合せください。)

ご不明な点は、下記担当者までご連絡ください

<書類の提出先・お問合せ先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル7F

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

受付時間: 9:30~17:00 (12:00~13:00を除く)

TEL:03-3283-7850 FAX:03-3216-6497 E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

登録申請書

No. 07347080101

作成 2012年07月24日

日本商工会議所 殿

登録申請者

(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ にっしょうとれーどしょうじ 株式会社日商トレード商事
住所又は所在地	〒100-1234 東京都千代田区丸の内1234
(ふりがな) 代表者の氏名等	にほん たろう 代表取締役 日本 太郎
(ふりがな) 担当者の氏名	にほん いちろう 日本 一郎
連絡先の住所又は所在地	〒100-1234 東京都千代田区丸の内1234
所属部署名	国際業務部
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-1111-1111
E-mail	ichiro_nihon@trade.jp

印鑑登録してある
代表者印を押印
※シャチハタや三文判は
不可

印 (注1)

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第4条の2第1項の規定に基づき経済産業大臣による登録を受けたいの
また、下記の者に対し、特定原産地証明書の受給
当たり、施行規則第6条第3項の規定に基づき同者
なお、本登録の申請に当たり、施行規則第5条第
請します。
地証明書の発給に
とに同意します。

証明書に印字されますので、間違い
がないかを確認してください

1. 登録申請者の英文表記

英文 表記	氏名 又は 名称	Nissho Trade Shoji Co., Ltd.
	住 所	1234, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-1234, JAPAN

(注1)

- ・押印（法人は代表者印(会社登記実印)、個人は印鑑証明書と同一印）に代えて署名しても差し支えない。
この場合、必ず本人が自署すること。

< 備 考 >

- ・本用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ・署名（サイン）をスキャナで読み取るため、裏面に印字された紙や白色でない再生紙に印刷は不可。上質紙100%が望ましい。
（スキャナで読み取れない場合は再提出していただきます。）
- ・印刷した全ての用紙を必ずホチキス止めしてください。

連絡 事項	
----------	--

※本登録の申請に当たり、提出する書類の内容が全て真正であることを誓約します。

1 1. 登録申請書の印刷 ニイメーシ（署名情報）ニ

2/2

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

No. 07347080101

署名	
日本 二郎	氏名
	和文 日本 二郎
	英文 Jiro Nihon
	役職
	和文 部長
	英文 General Manager
	部署名 国際事業部
電話番号 03-0000-0000	
FAX番号 03-1111-1111	
E-mail jiro_nihon@trade.jp	
sabu	氏名
	和文 日本 三郎
	英文 Saburo Nihon
	役職
	和文 課長
	英文 Manager
	部署名 国際事業部
電話番号 03-0000-0000	
FAX番号 03-1111-1111	
E-mail saburo_nihon@trade.jp	

サインは肉筆にて枠内に
ハッキリと記入してください
※ゴム印等は不可

※署名は肉筆で濃く、ハッキリとお願いします。（スタンプは不可）
枠線にかからないようご署名ください。
署名は英語・日本語のどちらでも結構です。